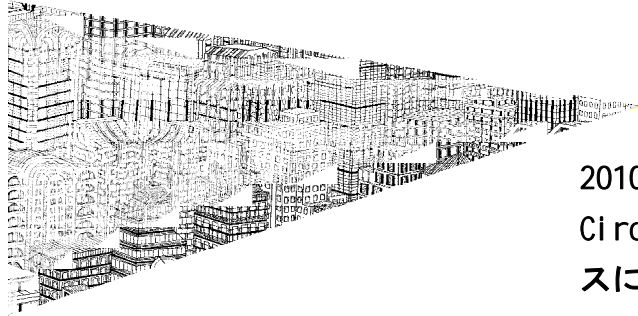


インダイレクトタックスアラート

2013年06月



2010年09月28日付け財務省公布

Circular153/2010/TT-BTCに取って代わるインボイスに関する新たなCircular

要約

- ▶ 財務省はCircular153/2010/TT-BTCを取って代わるCircular 64/2013/TT-BTCを公表した。当Circularは2013年7月1日より有効となる。
- ▶ 重要な点は：適用対象の追加・補足、インボイス形式、所有権・使用权を登録する必要がある資産販売に対するインボイス、インボイス内容、インボイス発行通知、インボイス使用状況報告の提出締め切り日及びインボイス使用に対する行政違反処罰。

2013年05月15日、財務省は商品販売・役務提供のインボイスを規定する2010年05月14日付け首相府Decree 51/2010/ND-CPの施行詳細をガイドラインするCircular 64/2013/TT-BTCを公表しました。本Circularは2010年09月28日付け財務省のCircular153/2010/TT-BTCに取って代わります。

本Circularの特筆すべき重要な点は以下のとおりです。

追加される適用対象

自社印刷インボイスのソフトウェアを提供する企業、及び電子インボイスソリューション供給の仲介企業。

インボイスの形式

国際運輸や、非関税地域への売上及び輸出として認められる取引は付加価値税インボイスと販売インボイスを使用します。以前のCircular 153/2010/TT-BTCでは、輸出インボイスを使用しなければなりませんでした。

所有権・使用权を登録しなければならない資産の販売に関するインボイスの規則

この場合は以下の2つ方法のいずれかを適用できます：

- ▶ インボイスを2部発行します：インボイスの2枚目は購入者に渡して、残りは規則に基づき、所有権・使用权を登録するために使用します。

- ▶ 顧客に1枚だけインボイスを発行する場合、下記の書類が税務申告や損金算入に使用できます：資産登録に使用したインボイス（売主が認証した2枚目のコピー）。支払いバウチャー（現金受取、銀行送金）や登録料の領収書（2枚目のコピー）。

インボイスの内容

- ▶ 2011年03月28日付け財務省のOL 4016/BTC-TCTIに規定されていたインボイスのセミコロン、コンマ、ドット及びベトナム語の使用規定は正式に新たなCircularにて規定されています。
- ▶ 輸出インボイスは必ずインボイス記号及び売主の納税者番号がなければなりません。
- ▶ コンプライアンスの状況が良好な大規模事業者が大量のインボイスを発行する場合には、税務当局が検討した上で販売インボイスへの押印を要しない旨の承認を得られるという項目が追加されました。
- ▶ 自社印刷インボイス及び外注印刷インボイスの空白はペンで線を引いて消されなければなりません。
- ▶ 所有権、使用权を登録する必要がある資産のインボイスには法律に定めた記号、資産の特徴仕様を明記しなければなりません。

定款資本金が10億VND以上あれば、自社印刷インボイスを使用可能

Circular 153 により、定款資本金が50億VND以上あれば、自社印刷インボイスを使用できると規定されていましたが、新たなCircularにより、当該金額が10億VND以上に引き下げられます。

税務当局によって供給、販売されるインボイス

税務当局からインボイスを購入できる対象企業から小企業、経済的・社会的困難な地域又は特別困難な地域に位置する企業が除外されますが、協同組合、外国契約者及びプロジェクトマネジメント団体は購入が可能です。

インボイス発行通知

自社印刷インボイスのソフトウェアを提供する企業及び電子インボイスソリューションを供給する仲介企業は社名と納税者番号を通知しなければなりません。

インボイス使用

ソフトウェアから直接印刷するインボイスを使用する企業は商品・役務を記載するため行数がインボイス1ページにおさまらない場合、

複数ページにわたってインボイスを発行できます。ただし、条件はインボイスの2ページ目以降に最初のページと同じインボイス番号、購入者・販売者の名前・住所・納税者番号及びインボイスの様式・記号を表示し、ベトナム語で「続き - X/Yページ」を記載します（Xとはページ番号、Yとは該当インボイスの総ページ数である）。

紛失した、破れた、燃えたインボイス

第三者（たとえば、運送業者や配達人）がインボイスの2枚目のコピーを紛失したり、破いたり、燃やしたりした場合は、第三者が購入者か売主から依頼を受けたか否かによって、購入者か販売者のどちらかが処罰される可能性があります。

インボイス使用状況報告の提出締め切り日

インボイス使用状況報告の提出締め切り日は翌四半期の20日目から30日目に延長されました。

インボイス使用に関する行政処罰

インボイス使用に関する行政処罰はDecree 51/2010/ND-CP を適用せず、価格、手数料及びインボイスの分野に於ける行政処罰に関する法律にて実施されます。ただし、現時点では当該処罰のガイドライン政令は草案段階にあります。これに関してはガイドラインが最終かされた段階で最新情報をお届けいたします。

新たなCircularは2013年7月01日より有効となります。

なお、上記の詳細については弊社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

このニュースレターと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及びアドバイザリー業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー
huong.vu@vn.ey.com

Thanh Trung Nguyen ディレクター
thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

Trang Pham ディレクター
trang.pham@vn.ey.com

The Gia Tran ディレクター
the.gia.tran@vn.ey.com

佐藤 行洋 日系企業担当マネージャー
Yukihiro.Sato@vn.ey.com

Kyung Hoon Han 韓国系企業担当マネージャー
Kyung.hoon.han@vn.ey.com

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー
christopher.butler@vn.ey.com

Nhung Tran Thi Tuyet パートナー
nhung.tran@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー
nitin.jain@vn.ey.com

Sarah Jubb エグゼクティブ・ディレクター
sarah.jubb@vn.ey.com

Thinh Xuan Than ディレクター
thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Anh Huynh ディレクター
thy.anh.huynh@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当インドシナ統括ディレクター
Takahisa.onose@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している16万7,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
FEA no. 16000327

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的なガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn